

[ ] 投資事業有限責任組合に係るサイドレター

[ ] 投資事業有限責任組合（以下「本組合」という。）の無限責任組合員である  
[ ]（以下「甲」という。）及び本組合の有限責任組合員である一般財団法人日本民間  
公益活動連携機構（以下「乙」という。）は、甲が無限責任組合員として運営する本組合  
に係る●年●月●日付投資事業有限責任組合契約（その後の変更を含む。以下「本組合契  
約」という。）につき、●年●月●日（以下「本締結日」という。）付で以下の通り合意  
する（本書を、以下「本サイドレター」という。）。なお、本サイドレターにおいて、定  
義されずに用いられている用語は、本組合契約において定義された意味を有するものとし  
る。

第1条（本組合の事業に関する報告・協議）

1. 甲は、毎事業年度の各四半期終了後、本組合の事業に関して乙に対して報告を行  
い、必要に応じて乙との間で協議を行うものとする。なお、甲は、本条に基づく協  
議の内容に拘束されるものではない。
2. 甲は、本組合契約に基づく無限責任組合員としての義務を履行するために、適用法  
令等に基づき、許可、認可、承認、届出、報告その他の手続（以下「許認可等」と  
いう。）を実施した場合において、許認可等の無効事由若しくは取消事由、許認可  
等に関連する法令違反、又はその他の許認可等に関連する支障等が発生した場合、  
速やかに乙に報告するものとする。
3. 甲は、投資先事業者において、許認可等の無効事由若しくは取消事由、許認可等  
に関連する法令違反、又はその他の許認可等に関連する支障等が発生した場合、当該  
事情の発生を知った後速やかに乙に報告するものとする。
4. 甲は、甲に次に掲げる事項が発生し、又はそのおそれが生じた場合、当該事情の発  
生又はそのおそれを知った後遅滞無く乙に報告するものとする。
  - (i) 事業の休止又は廃止
  - (ii) 支払不能、支払停止、手形の不渡り、又は銀行取引停止処分
  - (iii) 主務官庁による行政処分、解散命令その他これらに類するもの

第2条（ガバナンス・コンプライアンス体制等の整備等）

1. 甲は、不正行為等、利益相反その他本組合の事業運営上のリスクを管理するため、  
ガバナンス・コンプライアンス体制の整備として、本組合契約第22条の2第1項各  
号に掲げる措置に加え、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- ① ガバナンス・コンプライアンス体制に関する規程のうち乙が別途指定する規程の内容に変更があった場合は、乙に遅滞なく報告すること。
  - ② 乙の内部通報制度を通じて、甲に係る通報があった場合に乙が甲に対して実施する必要な調査に協力すること。
  - ③ 甲において整備された規程の運用状況について乙の実施する調査に協力すること。
  - ④ 投資先事業者において不正があったことを認識した場合には、速やかに当該投資先事業者に対する調査を実施し、その調査結果を乙に報告すること。
2. 甲は、不正行為等の存在が合理的に認められた場合、当該不正行為等の内容及び本組合契約第 22 条の 2 第 2 項に基づく関係者に対する処分、再発防止策の策定等の措置の内容を、乙に対して報告する。

### 第 3 条（シンボルマークの活用）

1. 甲は、本組合の事業を実施し、又は投資先事業者をして民間公益事業を実施させるにあたり、休眠預金等交付金に係る資金を活用して実施する事業であることを示すため、乙が指定するシンボルマーク（以下「本シンボルマーク」という。）を表示し又は投資先事業者をして表示させるものとする。
2. 甲は、本シンボルマークの使用にあたって、乙が作成し、乙の Web サイト上で公表するシンボルマーク利用の手引きに従うものとし、投資先事業者に対しても当該規程を遵守させるものとする。なお、当該規程に定めのない事項については、甲と投資先事業者との間で協議の上、決定するものとし、決定された内容については、当該決定後、速やかに乙に通知するものとする。

### 第 4 条（反社会的勢力等の排除に関する協力）

乙は、甲が本組合契約第 52 条第 5 項に基づき投資先事業者にかかる反社会的勢力への該当性について警察への照会による確認を行う場合、甲からの要請に基づいて合理的な範囲内で甲に協力するものとする。

### 第 5 条（休眠預金等活用法に基づく公募手続への参加）

甲は、本組合が資金分配団体としての選定を取消された場合には、その取消の日から 3 年間、乙が行う休眠預金等活用法に基づく公募手続に申請することができないことを確認する。

### 第 6 条（準拠法及び合意管轄）

1. 本サイドレターは、日本法に準拠し、日本法に従い解釈されるものとする。

2. 本サイドレターに基づき又は本サイドレターに関して生ずる全ての紛争は、東京地方裁判所の専属的合意管轄に属するものとする。

(以下余白)

上記合意の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、原本をそれぞれ保有する。

●年●月●日

「甲」：

「乙」：